

「令和6年度 与党税制改正大綱」について（所感）

今回、自民党税調小委員会において、政治的判断を要する「マル政」扱いとされていた土地にかかる固定資産税等の負担調整措置及び条例による減額制度について適用期限の延長が図られる見通しとなったことをはじめ、本会から要望していた各種不動産税制にかかる特例措置の適用期限が延長されるはこびとなり、まずは安堵している。

住宅ローン減税については、予定どおり借入限度額が縮小されることとなったが、単年ごとの措置ではあるものの子育て・若年夫婦に限り現行水準が維持されることとなったほか、リフォーム減税においても同様に「子育てリフォーム」に対する優遇制度が加えられた。

本会でも子育て支援のため、若年世帯の資産形成におけるアフターダビリティの確保とその後の出産・子育てなどライフステージに応じた住み替えを後押しするような税制優遇の付加を求めており、今般の措置についてはこれと軌を一にするものと捉えている。

多くの政治課題が渦巻く中、大綱のとりまとめに奔走された政府、与党の関係各位に感謝を申し上げたい。

以上

令和5年12月14日

公益社団法人 全日本不動産協会

理事長 中村 裕昌